

2. 解体通知の確認と抹消登録等に関する実務

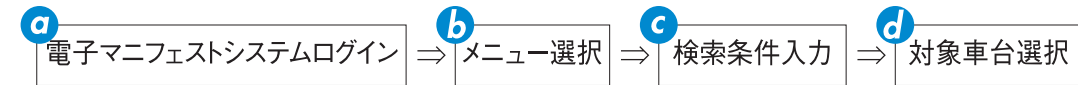
- 使用済自動車をフロン類回収業者等へ引渡後、破砕業者の引取報告等*が行われた時点で、電子マニフェストシステム上で情報管理センターから引取業者へ使用済自動車が解体された旨の通知〔解体通知〕が行われます。

*具体的には、破砕業者が解体業者から解体自動車を引き取った際の引取報告または解体業者が解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡した際の引渡報告のことです。

- 引取業者は解体通知を確認後、最終所有者に対し永久抹消登録等および自動車重量税還付の申請手続きを行うことが可能となった旨を連絡することになりますので、日々確認を行うようにしてください。

(申請手続きを従来どおり引取業者が代行することも想定されます)

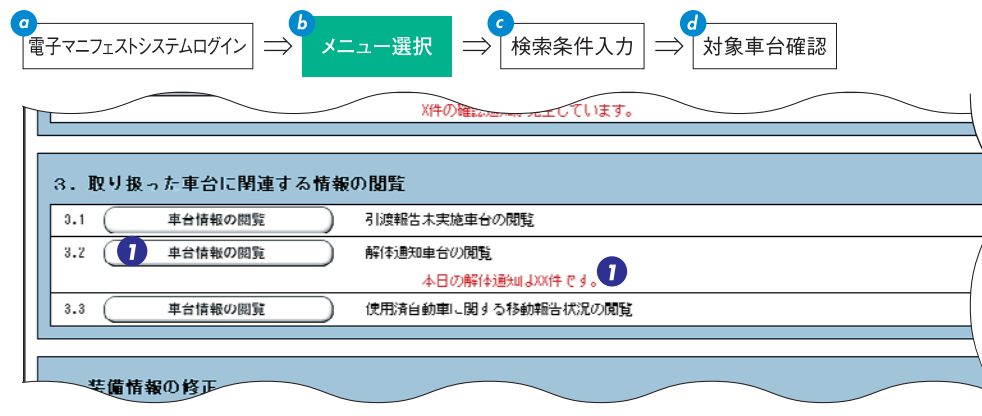
- 解体通知の確認の流れは以下のとおりです。



b) メニュー選択

引取報告済車台に解体通知がなされているか否かの確認を行うメニューを選択します。

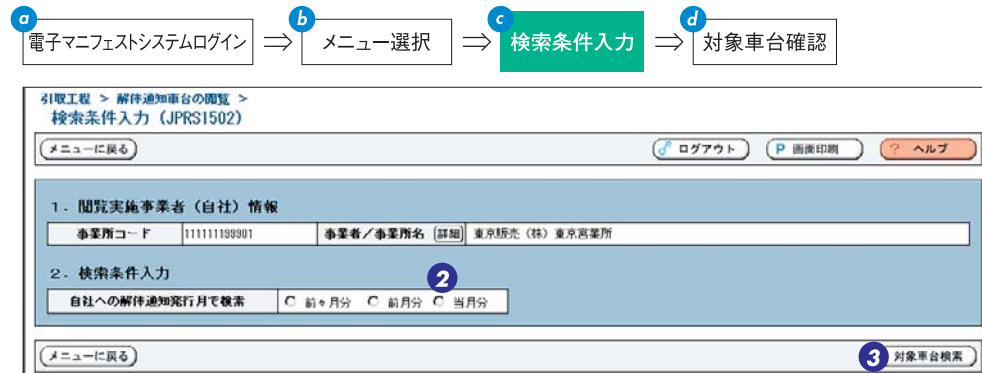
- 解体通知が行われている場合は、業務メニュー画面において赤字でその旨が表示されますので確認し、「3.2車台情報の閲覧」ボタンをクリックします。



c) 検索条件入力

解体通知が行われた月単位(3ヶ月前まで)での検索します。

- 「当月分」をチェックします。
- 「対象車台検索」ボタンをクリックします。



d) 対象車台の確認

解体通知発行済車台の一覧にて車台を確認します。

- 最終所有者名・車台番号等を確認後、永久抹消登録等の実務を行うよう最終所有者に連絡してください。



1. 確認通知の閲覧

- 引取工程では、以下の場合に電子マニフェストシステム上で情報管理センターから〔確認通知〕がなされますので、日々メニュー画面を確認し、赤字でその旨が表示されている場合は、すみやかに対応してください。

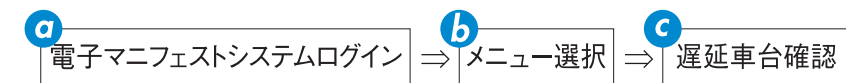
- 1) 自社が引取報告を行った後、30日以内に引渡報告を行わなかった場合
- 2) 自社が引渡報告を行った後、引渡先が5日以内に引取報告を行わなかった場合

- 特に、自社が引渡報告済で、引渡先が引取報告を行っていない場合、以下の手順で対応してください。

- 1) 自社が引渡先へ使用済自動車を本当に引き渡しているか否かを運搬状況も含めて確認する。
- 2) 使用済自動車を引き渡していなかった場合は、使用済自動車を引き渡し、引渡先にて引取報告を行うよう要請する。
- 3) 使用済自動車を引渡し済みの場合は、引渡先の状況(不適正処分等がないか)を確認の上、引渡先にて引取報告を行うよう要請する。

- なお、確認通知が発行された後も一定期間移動報告が行われなかった場合は、情報管理センターは自治体へ「遅延報告」を自動的に送付し、自治体は必要に応じ適切な措置等を講ずるよう勧告・命令等を行います。

- 確認通知の閲覧の流れは以下のとおりです。



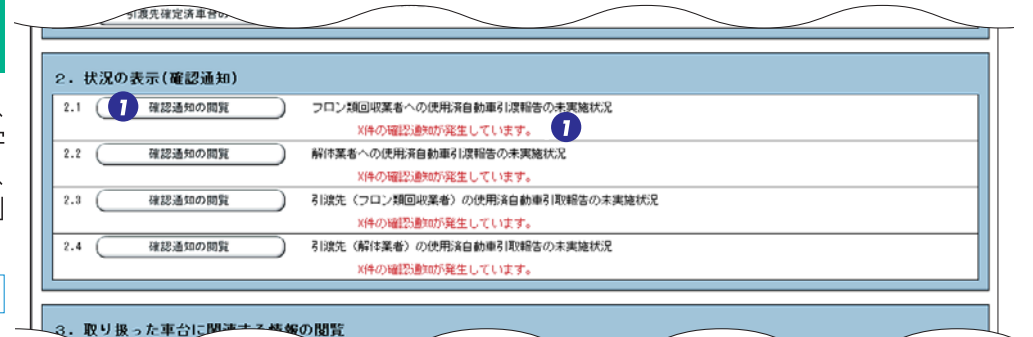
b) メニュー選択

確認通知の状況を確認するメニューを選択します。

- 確認通知が行われている場合は、業務メニュー画面において赤字でその旨が表示されますので、該当する「2.1確認通知の閲覧」ボタンをクリックします。

留意事項

移動報告等の作業の有無に係らず、メニュー画面については毎日開き、確認通知の発生状況(赤字)を確認するようにしてください。

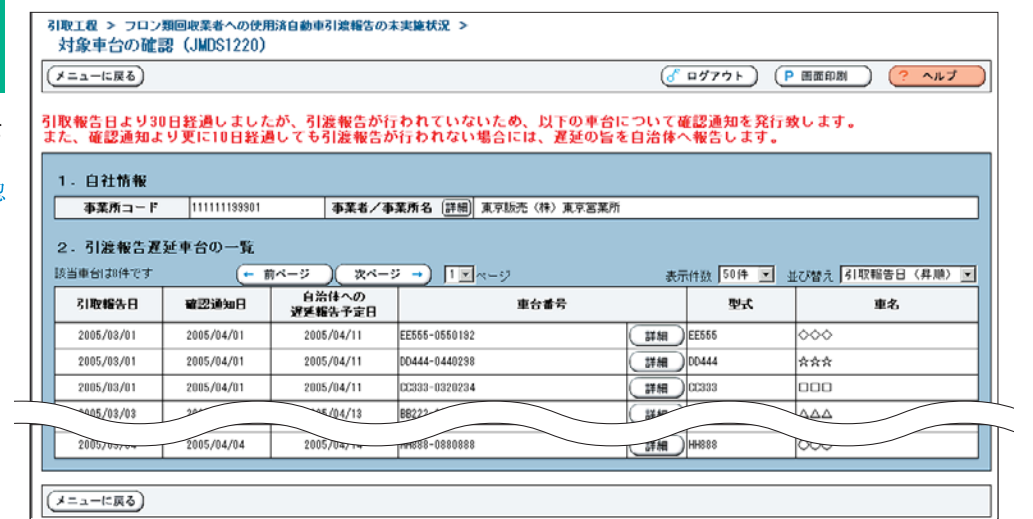
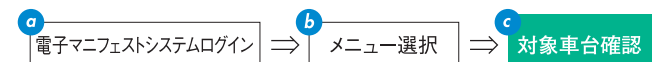


c) 遅延車台の確認

報告遅延車台の一覧にて車台を確認します。

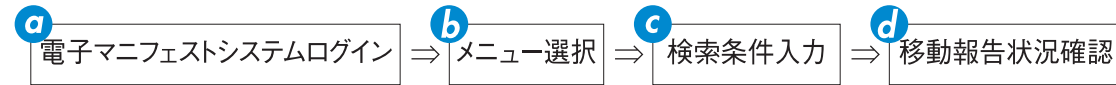
車台番号等を確認し、適切な対応を行ってください。

*必要により画面を印刷しておくこと確認の際に便利です。



2. 後工程の移動報告状況の閲覧

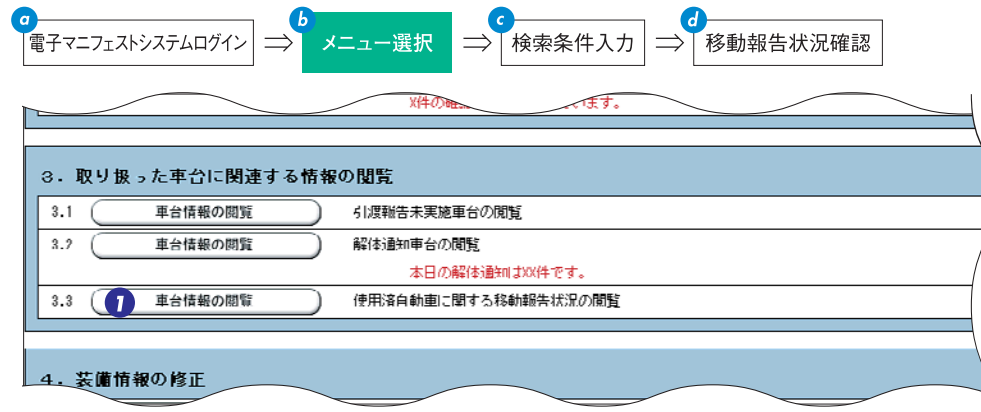
- 引取業者は、最終所有者から使用済自動車の処理状況について問合せがあった場合には、以下の方法でフロン類回収業者等以降の移動報告状況を確認し、車両がどの事業者にあるか等を回答することが必要となります。
- 後工程の移動報告状況の閲覧の流れは以下のとおりです。



b メニュー選択

使用済自動車に関する移動報告状況を閲覧するメニューを選択します。

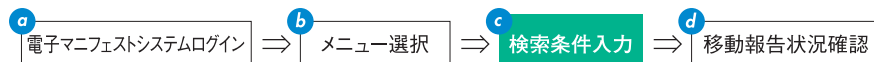
- 「3.3 車台情報の閲覧」ボタンをクリックします。



c 検索条件入力

閲覧する車台の検索を行います。

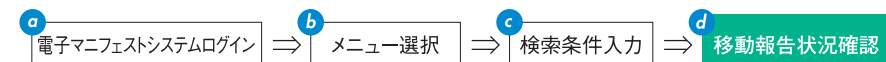
- 検索する方法を選択し、チェックします。
 - チェックした方法に該当する番号を入力します。
 - 「対象車台検索」ボタンをクリックします。
- ※「解体通知未受領分の車台一覧の検索」をチェックした場合は、「対象車台検索」ボタンをクリックした後、一覧画面から該当車台を選択する手順となります。



d 後工程の移動報告状況確認

検索条件に該当する車台の移動報告状況を確認します。

各工程で引取報告、引渡報告が実施済の場合は「報告済」、未実施の場合は「-」が表示されますので、この情報をもとに最終所有者へ処理の状況等を報告してください。

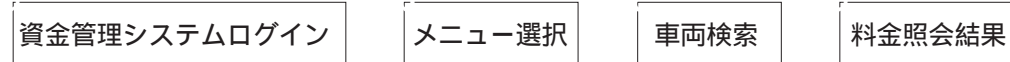


以下の画面は車台番号「AA111-0110111」の使用済自動車等が解体工程まで進んでいることを表わす例です。



3. 料金の照会

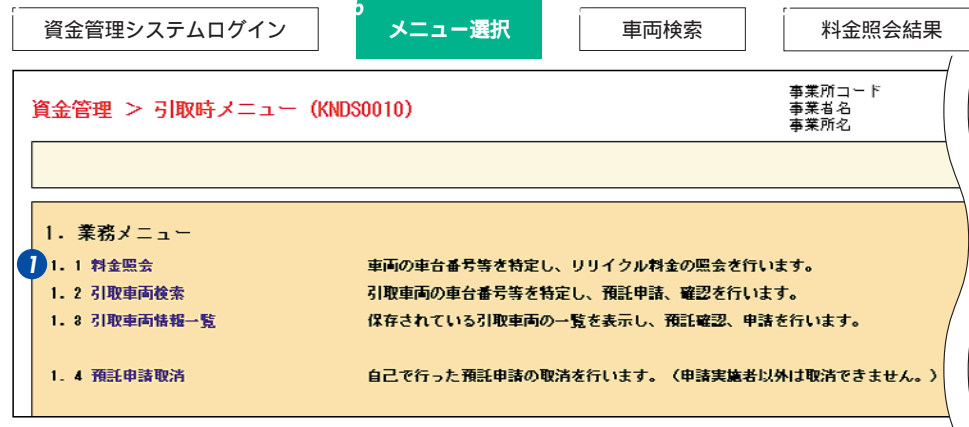
・パソコン画面の流れは以下のとおりです。



b メニュー選択

料金照会を行うメニューを選択します。

- 1 業務メニューの中から、「1.1 料金照会」を選択してクリックします。



c 車両の検索

料金照会を行う車両の車台番号と登録・車両番号を入力します。

- 2 車両の検索は、「車台番号と登録・車両番号」を用いて行います。車台番号は、下4桁を入力してください。登録・車両番号は、登録自動車か軽自動車の区分を選択してから入力してください。

職権打刻の場合は、全桁を入力します。

- 3 車台番号と登録・車両番号の入力後「検索」ボタンをクリックします。

登録・車両番号が不明な場合は、車台番号のみでの検索も可能です。「単一情報検索」ボタンをクリックしてください。

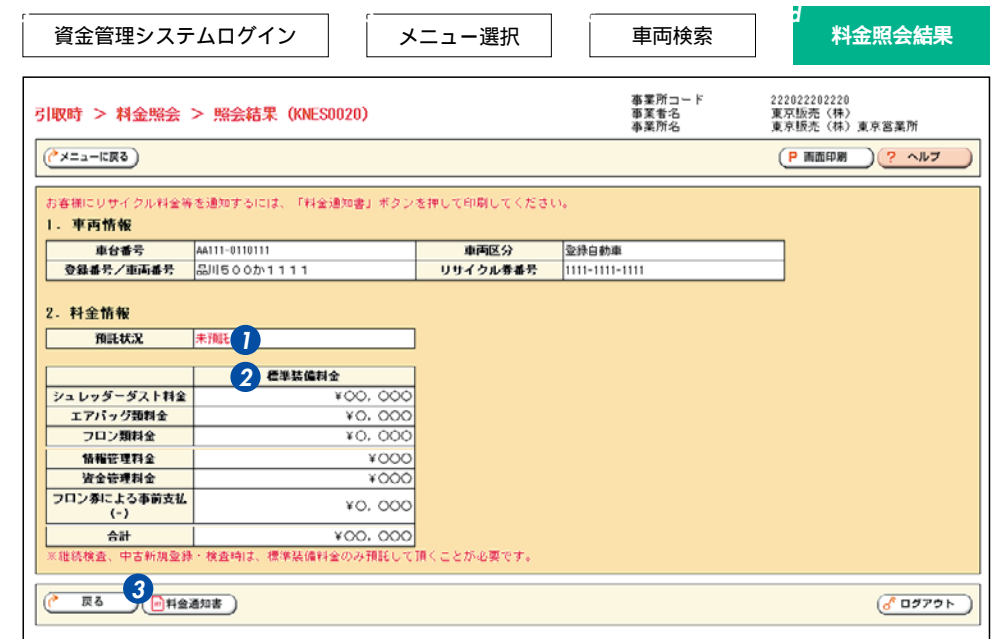


d -1 料金照会結果（例） （料金が預託されていない場合）

リサイクル料金の預託状況と料金額を確認します。

- 1 預託状況の欄に「未預託」と表示された車両は、リサイクル料金が全く預託されていない車両です。
- 2 標準装備料金とは、自動車メーカー等が出荷時に把握しているフロン類（エアコン）やエアバッグ類の装備状況により設定した料金です。

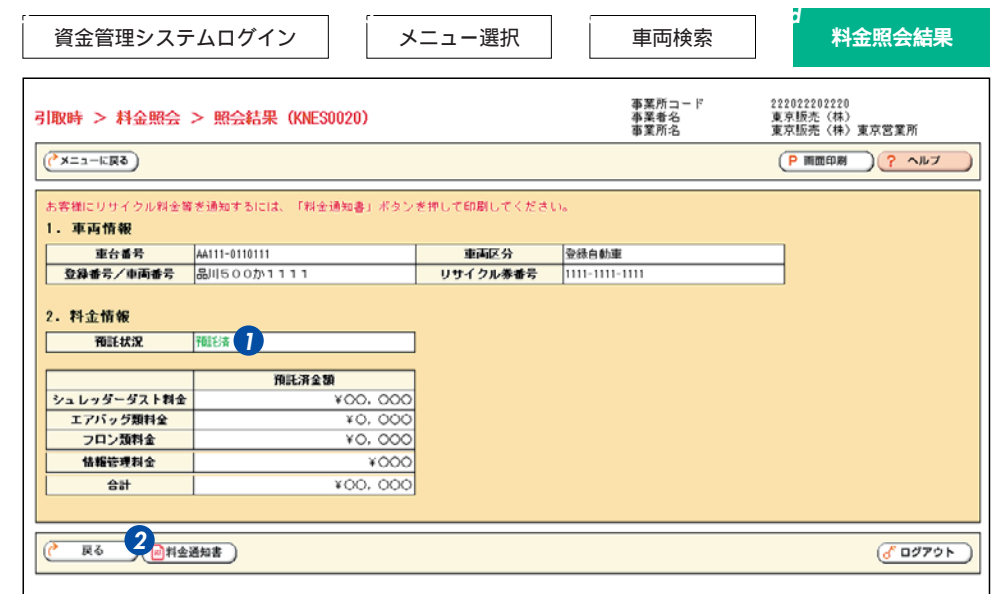
- 3 「料金通知書」ボタンをクリックすることにより、料金通知書を印刷することができます。



d -2 料金照会結果（例） （すべて預託済みの場合）

リサイクル料金の預託状況と料金額を確認します。

- 1 預託状況の欄に「預託済」と表示された車両は、リサイクル料金の預託のある車両です。預託済金額欄に現在預託されている金額が表示されます。
- 2 「料金通知書」ボタンをクリックすることにより、料金通知書を印刷することができます。



4. 商用車の架装物の扱いについて

商用車を使用済自動車として引き取る場合は、その架装物の扱いについて以下のような注意が必要です。

1) 自動車リサイクル法対象外となる架装物

- ・下記の架装物については、シュレッダー業者で処理されることが少なく、載替えや別用途での利用などにより再利用されることが多いことから、自動車リサイクル法の対象外とされています。これらの法対象外架装物については引取義務はなく、その処理に必要な費用についてもシュレッダーダスト料金に含まれていませんので、そのことを考慮して最終所有者や後工程の事業者との取引を行ってください。(車台詳細情報の架装物区分03)

保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他のバン型の積載装置

例)



コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置

例)



土砂等の運搬用自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置

例)



トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置

例)



2) 自動車リサイクル法対象となる架装物 (架装物から発生する ASR の処理費用がシュレッダーダスト料金に含まれる)

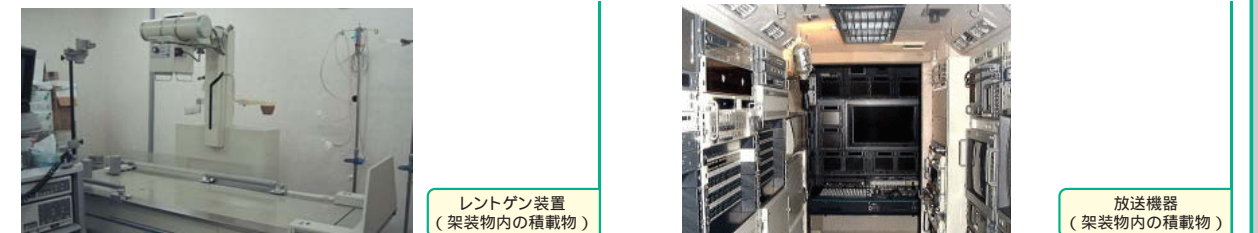
- ・一体型の架装物(床・壁・天井・中仕切り)は分離できないためシュレッダー業者で処理されることから、自動車リサイクル法対象架装物として ASR となった後の処理に必要な費用はシュレッダーダスト料金に含まれています。(車台詳細情報の架装物区分 01、02)

例)



- ・ただし、架装物内の積載物(レントゲン車におけるレントゲン装置等)がシュレッダーダストとなった後の処理に必要な費用はシュレッダーダスト料金に含まれていませんので、そのことを考慮して最終所有者や後工程の事業者との取引を行ってください。

例)



3) その他処理費用がシュレッダーダスト料金に含まれていない架装物

- ・産業機械・重機運搬車などの「荷台の木材」は、シュレッダー業者で処理されることが少なく、シュレッダーダスト (ASR) とならないため、荷台の木材が ASR となった後の処理に必要な費用はシュレッダーダスト料金に含まれていません。そのことを考慮して最終所有者や後工程の事業者との取引を行ってください。(車台詳細情報の架装物区分 03)

例)



確認方法

現物の目視による確認

使用済自動車の架装物の種類を目視により確認します。



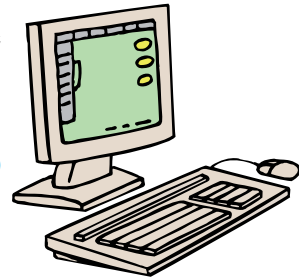
架装物判別ガイドライン(仮称)による確認(作成中)

車検証記載の「車体の形状」をキーに、法対象架装物と法対象外架装物の区別や架装物部分がシュレッダーダスト料金に含まれているか否かについて図解入りで説明する冊子を作成し、別途ご案内する予定です。



電子マニフェスト画面またはリサイクル券を利用した確認

電子マニフェストの車台詳細情報画面では架装物区分として下記の番号および記述が表示されています。(▶次ページ「車台詳細情報画面」をご覧ください)
また、番号については、リサイクル券の事務処理番号の下2桁目でも確認できます。(▶次ページ「リサイクル券」をご覧ください)



車台詳細情報画面

◆車台基本情報		◆メーカー等提供のエアバッグ類装備情報 (「※」はオプション装着の可能性がありますので、現車をご確認ください)	
車台番号	12345678901234567890	運転席	1
型式	1234567890	助手席	1
車名	NNNNNNNNNN	サイド	※
移動報告番号	123456789012345	カーテン	0
義務者メーカー名	NNNNNNNNNN	フリテン	2
型式指定番号	8530	◆エアバッグ類 詳細情報	
類別区分番号	089B	一括作動システムへの対応	一括作動システム対応車両です
◆リサイクル料金預託の有無		機械式の部位	シートベルトフリテンショナーのみ機械式を装備しています
フロン類預託	有	その他1	サイドエアバッグはオプション装備のため装備を確認して下さい
エアバッグ類預託	有	その他2	
◆車台装備情報		◆車台実車装備情報	
フロン類車種クラス	乗用車等	フロン類装備	有
脱フロンエアコン	無	フロン類種別	CFC
架装物区分	01:架装物まじりリサイクル料金に含まれる	エアバッグ類装備	有

01:架装物はリサイクル料金に含まれる	リサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれている車台 (改造等により架装物が付加された場合の分も含む)	乗用車 観光バス等
02:架装物の一部はリサイクル料金に含まれる(マニュアルで確認が必要)	リサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれている一体型の架装物(床・壁・天井・中仕切り)とリサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれていない積載物が混在した車台 引取・引渡時にその旨ご注意ください	レントゲン車 (レントゲン装置は積載物)等
03:架装物はリサイクル料金に含まれない	架装物が再利用されたり破碎処理(シュレディング)されないためリサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれていない車台 引取・引渡時にその旨ご注意ください	保冷貨物自動車 産業機械運搬車等
04:架装物がリサイクル料金に含まれているかどうか不明(マニュアルで確認が必要)	リサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれている架装物かどうか不明であり、架装物判別ガイドライン(仮称)で確認が必要な車台 架装物判別ガイドライン(仮称)で確認を行い、対応してください	2004年12月31日までに販売された車台すべて

リサイクル券

[A 券] 預託証明書 (リサイクル券) XXXXXXXX

(車両欄)

リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX
車台番号	-XXXXXXXXXX
車名	

(料金欄)

シュレッダーダスト料金	¥
エアバッグ類料金	¥
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥
預託金額合計	¥

財団法人 自動車リサイクル促進センター
2005年1月8日発行
事務処理番号: 1-1234567890-45

本券(A券)は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。料金欄で「*****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

引取日: 年 月 日

架装物の適正処理を進めるため、解体マニュアルの策定、材料表示、適正処理ネットワークの整備、解体しやすい架装物設計等について、(社)日本自動車工業会および(社)日本自動車車体工業会が自主取組みとして推進中です。

5. フロン回収破壊法から自動車リサイクル法への移行について

(1) 移行の概要

- ・フロン回収破壊法（カーエアコン部分）については、自動車リサイクル法に引き継がれ、（2005年1月1日以降に引き取られた使用済自動車対象）、使用済自動車全体として一体的に扱われることになります。
（フロン回収破壊法の登録業者の地位は自動車リサイクル法上の登録業者へ自動的に移行、自動車フロン券・自動車フロン類管理書は廃止）
- ・他方、自動車リサイクル法施行日（2005年1月1日）より前に引取業者が引取りを行ったカーエアコン付自動車については、フロン回収破壊法の枠組みでの対応が引き続き必要（自動車フロン券による費用収納や自動車フロン類管理書も必要）となります。

（フロン回収破壊法の登録事業者としての義務は継続されます）

2004年	2005年1月1日以降
<p>フロン回収破壊法 〈自動車フロン引取・破壊システム〉</p> <p>2004年12月31日までに 第二種特定製品引取業者が 引き取ったカーエアコン付 使用済自動車からのフロン類の 回収・引渡し</p>	<p>自動車リサイクル法 〈自動車リサイクルシステム〉</p> <p>2005年1月1日以降、 引取業者が引き取った使用済自動車からの フロン類の回収・引渡し</p>

(2) 未使用フロン券の取扱い

- ・未使用の自動車フロン券については、原則として料金の払い戻しは行いませんので、一定枚数保有している場合には、引取り台数の状況を勘案しつつ、2004年末に向けて可能な限り保有枚数を使い切る（転売も可能）ようにしてください。
- ・ただし、自動車フロン券の額面金額について、申請に基づいて自動車リサイクル法におけるリサイクル料金に（車台ごとに）充当できる仕組みも用意する予定です。リサイクル料金への充当については、本年秋頃より、一般の自動車所有者や自動車関連業界に対して（財）自動車リサイクル促進センターから告知や詳細手続きの案内を行う予定です。

対象となる自動車フロン券	未使用のもの（コンビニエンスストア・郵便局で料金を払込み済みで、自動車フロン類管理書に貼付されていないもの）
充当できる金額	乗用車については1枚分、小型バスについては2枚分、大型バスについては4枚分の額面を自動車リサイクル法上のリサイクル料金に充当することが可能
申請可能期間	2005年1月1日～2005年6月30日の6ヶ月間
申請書の配布	（財）自動車リサイクル促進センターのホームページや自動車関連団体を通じて入手が可能となる方向で検討中

※2005年1月1日以降、フロン回収破壊法上の第二種フロン類回収業者に引き渡す必要があるカーエアコン付使用済自動車を有する場合には、すみやかに第二種フロン類回収業者に引渡しを行うようにしてください。